

## 東みよし町障がい者活躍推進計画

東みよし町障がい者活躍推進計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、東みよし町長が制定する障がい者活躍推進計画である。

### 1 計画概要

機関名 東みよし町  
任命権者 東みよし町長  
計画期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日（5 年間）

### 2 東みよし町における障がい者雇用に関する課題

東みよし町における障がい者雇用率は、令和元年 6 月 1 日現在、5.74%である。法定雇用率である 2.5%を満たしているとともに、水準を超える状態が続いていることから、定着状況についても概ね安定していると考えられる。

しかしながら、法定雇用率については、令和 3 年 4 月より前に 0.1%の引上げが行われることや、令和 5 年 4 月 1 日までに法定雇用率の見直しが検討されている状況にあるため、当町においても障がい者の積極的な採用活動を検討していく必要がある。

本計画のもと、障がいがある職員がいきいきと活躍できる職場環境づくりを推進し、すべての職員が働きやすい職場づくりに取り組む必要がある。

### 3 目標

#### (1) 採用に関する目標

障がい者である職員の実雇用率について、各年度において、当該 6 月 1 日時点の法定雇用率以上を目標とする。

※令和元年 6 月 1 日時点の実雇用率：5.74%

#### (2) 定着に関する目標

障がいの種類や程度に合った業務への従事を考慮し、不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。

評価方法としては、毎年障害者任免状況通報の時期において、人事記録をもとに、特に前年度採用者等の定着状況を把握し、進捗管理を行うこととする。

## 4 取組内容

### (1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

1. 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。  
(令和元年9月6日付にて選任済)
2. 障害者職業生活相談員を選任し、障がい者である職員の相談窓口を制定する。  
障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定者を含む。)については、徳島労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講し、障がい者の職業生活全般についての相談・指導を行うものとする。また、精神障がい者又は知的障がい者である職員が配属されている部職員には、厚生労働省障害者雇用対策課又は徳島労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等の受講案内を行い、参加を募る。(過去に同講座を受講したことがない職員に限る。)
3. 組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員)を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。
4. 障がいの特性、対応や配慮の方法等障がいに対する理解を深めるため、職員研修等を実施する。

### (2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

1. 現に勤務する障がい者である職員からの意見・要望や、今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。
2. 身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がいがある職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討を行う。

### (3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

1. 相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
2. 措置を講じるに当たっては、障がい者である職員からの要望を踏まえつつ、可能な範囲において適切に実施する。

3. 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・ 特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。
- ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) その他

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律の趣旨を鑑み、障がい者就労施設への発注等を通して、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。